

利用料金等

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該小規模多機能型居宅介護等が法定代理受領サービスである時は、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

(1) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護の基本料金 (1か月当たり)

介護区分	告示単位数	1ヶ月の利用料 (地域区分含む)	自己負担額
要支援1	3,450単位	37,363円	3,736円
要支援2	6,972単位	75,506円	7,550円
要介護1	10,458単位	113,260円	11,326円
要介護2	15,370単位	166,457円	16,645円
要介護3	22,359単位	242,147円	24,214円
要介護4	24,677単位	267,251円	26,725円
要介護5	27,209単位	294,673円	29,467円

※ 地域区分1単位10,83円として、算出しています。

※ 月の途中から登録した場合や月の途中で登録を終了した場合には、登録期間に応じて日割りした利用料となります。

※ 一定以上所得者は、利用者負担が2割もしくは3割になります。介護保険負担割合証により異なります。

(2) (介護予防) 短期利用居宅介護の基本料金 (1日当たり)

介護区分	告示単位数	1日の利用料 (地域区分含む)	自己負担額
要支援1	424単位	4,591円	459円
要支援2	531単位	5,750円	575円
要介護1	572単位	6,194円	619円
要介護2	640単位	6,931円	693円
要介護3	709単位	7,678円	767円
要介護4	777単位	8,414円	841円
要介護5	843単位	9,129円	912円

※ 地域区分1単位10,83円として、算出しています。

※ 一定以上所得者は、利用者負担が2割もしくは3割になります。介護保険負担割合証により異なります。

(3) 加算料金等

	加 算	加算料金		加算条件
A	初期加算	30単位/日		登録をした日から起算して30日以内の期間及び30日を超える入院後再び利用を開始した場合。 (短期利用除く)
B	看護職員配置加算 (I)	900単位/月		常勤の看護師を1名以上配置している場合。 (介護予防・短期利用除く)
	看護職員配置加算 (II)	700単位/月		常勤の准看護師を1名以上配置している場合。 (介護予防・短期利用除く)
	看護職員配置加算 (III)	480単位/月		看護職員を常勤換算方法で1名以上配置している場合。 (介護予防・短期利用除く)
C	サービス提供体制強化加算 (I)	小規模	750単位/月	<p>共通要件 すべての従業者に対し、研修計画を作成し実施すると共に、利用者に関する情報等の留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議を定期的に開催する。 サービス提供体制強化加算 (I)</p> <p>①介護福祉士が70%以上配置されている場合。 ②勤続年数10年以上の介護福祉士が25%以上配置されている場合。 (上記の①または②のいずれかに該当すること)</p> <p>サービス提供体制強化加算 (II) 介護福祉士が50%以上配置されている場合。 サービス提供体制強化加算 (III) ①介護福祉士が40%以上配置されている場合。 ②常勤の職員が60%以上配置されている場合。 ③勤続年数10年以上の職員が30%以上配置されている場合。 (上記の①から③のいずれかに該当すること)</p> <p>(I) (II) (III) のいずれか算定出来る。但し、当該加算は、区分支給限度額基準額の算定対象から除外となります。</p>
		短期	25単位/日	
	サービス提供体制強化加算 (II)	小規模	640単位/月	
		短期	21単位/日	
	サービス提供体制強化加算 (III)	小規模	350単位/月	
		短期	12単位/日	
D	総合マネジメント体制強化加算 (I)	1,200単位/月		<p>共通要件 個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っている場合。 地域における活動への参加の機会が確保されている場合。 但し、当該加算は、区分支給限度額基準額の算定対象から除外となります。 (短期利用除く)</p> <p>総合マネジメント体制強化加算 (I)</p> <p>①日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保している。 ②必要に応じて生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。 ③地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し利用者の状態に応じた支援を行っている。 ④障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し地域において世代間の交流の場の拠点となっている。 ⑤地域住民等、他事業所等と協働で事例検討会、研修会等を実施している。 ⑥市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加している。 (上記③から⑥はいずれか1つに該当すること)</p>
	総合マネジメント体制強化加算 (II)	800単位/月		

E	訪問体制強化 加算	1,000単位/月	訪問サービスを担当する常勤の職員を2名以上配置している場合。 事業所における延べ訪問回数が、1月あたり200回以上である場合。 但し、当該加算は、区分支給限度額基準額の算定対象から除外となります。 (介護予防・短期利用除く)	
F	若年性認知症 利用者受入 加算	介護	800単位 /月	若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めている場合。 (短期利用除く)
		予防	450単位 /月	
G	認知症加算 (Ⅰ)	920単位/月	共通要件 ・認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合1人以上配置する。 ・認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して専門的な認知症ケアを実施した場合。 ・事業所の職員に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的 に開催する。 (介護予防・短期利用除く)	
	認知症加算 (Ⅱ)	890単位/月	認知症加算(Ⅰ) ・認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施する。 ・介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施を予定する。	
	認知症加算 (Ⅲ)	760単位/月	日常生活に支障をきたすおそれのある症状・行動が認められることから、介護を必要とする認知症の利用者を支援する。(認知症日常生活自立度Ⅲ以上) (介護予防・短期利用除く)	
	認知症加算 (Ⅳ)	460単位/月	要介護2に該当し、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思の疎通の困難さが見られ、周囲の者による注意を必要とする認知症の利用者を支援する。(認知症日常生活自立度Ⅱ) (介護予防・短期利用除く)	
H	科学的介護 推進体制加算	40単位/月	・利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している。 ・必要に応じてサービス計画を見直す等、サービスの提供にあたって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している。 ・LIFE(科学的介護情報システム)へのデータを3月に1回提出する。	

I	生産性向上 推進体制加算 (I)	100単位/月	<p>共通要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている。 ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している。 ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行う。 <p>生産性向上推進体制加算 (I)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務改善の取組の成果が確認されている。 ・テクノロジーを複数導入している。 ・職員間の適切な役割分担の取組を行っている。
	生産性向上 推進体制加算 (II)	10単位/月	
J	介護職員等 処遇改善 加算 (I)	所定単位数に14.9%乗じた単位数	<p>基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に加算率を乗じた単位数をご負担頂きます。</p> <p>但し、当該加算は、区分支給限度額基準額の算定対象から除外となります。</p>
	介護職員等 処遇改善 加算 (II)	所定単位数に14.6%乗じた単位数	
	介護職員等 処遇改善 加算 (III)	所定単位数に13.4%乗じた単位数	
	介護職員等 処遇改善 加算 (IV)	所定単位数に10.6%乗じた単位数	

※ 上記加算については、加算算定要件を満たしていることが前提となると共にご利用頂く方々の心身の状態により該当されることとなりますので、全て該当するわけではありません。

(4) その他の費用

ア 送迎費用

通常の事業の実施地域を越えた地点から、1Kmにつき50円ご負担頂きます。

イ 交通費

通常の事業の実施地域を越えた地点から、1Kmにつき50円ご負担頂きます。

ウ 食事の提供に要する費用

朝食	400円
昼食	600円
夕食	650円
おやつ	100円

エ 宿泊に要する費用

2,500円

オ オムツ代

紙オムツ	100円/枚
パンツオムツ	100円/枚
尿取りパット	20円/枚

カ 日常生活費

要した費用実費ご負担頂きます。